

## 九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議設置要領

平成17年3月31日  
改正 平成20年 6月27日  
改正 平成21年 7月17日  
改正 平成22年 7月16日  
改正 平成24年 6月13日  
改正 平成24年11月30日  
改正 平成26年 2月 5日  
改正 平成26年 6月 5日  
改正 平成27年10月21日  
改正 平成28年12月14日  
改正 平成29年11月22日

九州経済産業局  
九州地方環境事務所

### 1. 目的及び設置

地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有や、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめ地域の地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進するため、九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議（以下「推進会議」）を設置する。

### 2. 活動内容

推進会議においては、以下の活動を行う。

- (1) 関係者間の情報交換・共有・課題の洗い出し
- (2) 客観的な実態把握（基礎となるデータの提供）
- (3) 地域の地球温暖化対策に係る計画・プロジェクト等の策定・実現化支援

### 3. 組織

推進会議の構成員は、国の地方支分部局、域内の地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、NGOなどで構成する。

- (1) 構成員については、別表に掲げる者とする。
- (2) 本推進会議には、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

### 4. 議長

推進会議に、議長を置く。

- (1) 議長は、構成員の互選により定める。
- (2) 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

### 5. 会議の開催等

推進会議は年1回程度開催することとし、必要に応じ会議のもとに幹事会、分科会、ワーキンググループを設けることができる。

### 6. 事務局

推進会議の事務局は、九州経済産業局、九州地方環境事務所とし、推進会議の運営について、九州農政局、九州森林管理局、九州地方整備局、九州運輸局が協力する。

【別表】

九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議構成員名簿 (平成29年11月22日現在)

九州工業大学工学部 名誉教授 西 道弘  
農林水産省九州農政局 生産部長  
農林水産省林野庁九州森林管理局 計画部長  
経済産業省九州経済産業局 資源エネルギー環境部長  
国土交通省九州地方整備局 企画部長  
国土交通省九州運輸局 交通政策部長  
国土交通省福岡管区気象台 気象防災部長  
環境省九州地方環境事務所 統括環境保全企画官  
福岡県 環境部長  
佐賀県 県民環境部長  
長崎県 環境部長  
熊本県 環境生活部長  
大分県 生活環境部長  
宮崎県 環境森林部長  
鹿児島県 環境林務部長  
北九州市 環境局長  
福岡市 環境局長  
熊本市 環境局長  
長崎市 環境部長  
佐世保市 環境部長  
一般社団法人九州経済連合会 常務理事  
九州商工会議所連合会 常任幹事  
新日鐵住金株式会社八幡製鐵所 エネルギー部長  
日産自動車九州株式会社 工務部長  
九州トラック協会 専務理事  
九州バス協会 専務理事  
九州百貨店協会 事務局長  
九州電力株式会社 地域共生本部 部長  
西部瓦斯株式会社 総合企画室 技術企画室長  
JXTGエネルギー株式会社大分製油所 副所長  
一般財団法人省エネルギーセンター九州支部 事務局長  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部長  
福岡県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
佐賀県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
長崎県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
長崎市地球温暖化防止活動推進センター センター長  
佐世保市地球温暖化防止活動推進センター センター長  
熊本県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
熊本市地球温暖化防止活動推進センター センター長  
大分県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
宮崎県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター センター長  
特定非営利活動法人 九州バイオマスフォーラム 理事長  
特定非営利活動法人 九州・自然エネルギー推進ネットワーク 代表理事  
特定非営利活動法人 エコ診断ネットワークジャパン 理事長